

京都大学原子炉実験所原子炉附属施設の変更について

1. 京都大学原子炉実験所におけるライフラインの整備等について

本実験所としては、京都大学研究用原子炉（KUR (Kyoto University Research Reactor)）を当分の間運転することとしており、以前から文部科学省に対して電気・水などのライフラインの整備を概算要求してきたところで

す。このたび、文部科学省への概算要求が認められ、平成24～25年度の2カ年で特に次のとおりライフラインの整備や施設の改修などを行うことになりました。

- ①建築工事………KUR用スタック（排気塔）の更新、気象観測塔の一部改修、変電所の増築、浄水場の改修、固形廃棄物倉庫の増設
- ②電気設備工事…特高受変電設備の更新、野外電力線の改修
- ③機械設備工事…冷却水・給水配管の更新、放射性廃水用排水管の2重化、KUR主排風機の更新、KUR炉室空調機の更新

2. 原子炉附属施設の変更に伴う原子炉設置変更承認申請について

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物については、処分の委託が可能となるまで事業所において保管しなければならないことになっております。

このたび、ライフラインの整備などの中で、特にKUR用スタック（排気塔）の更新や放射性廃水用排水管の2重化などにより発生する廃棄物を当面保管する必要があるとあり、現在の廃棄施設では容量が不足することから、新たな施設（固形廃棄物倉庫）を増設するため、原子炉等規制法上の原子炉設置変更承認申請手続きを開始したいと考えております。

従来から、本審議会には原子炉設置変更承認申請の手続きを開始するときには協議し、了承を得ることになっているため、原子炉設置変更承認申請についてのご了承を頂くようお願いするものであります。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋）

（設置の許可）

第23条 原子炉を設置しようとする者は、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める大臣の許可を受けなければならない。

一 （略）

二 （略）

三 試験研究の用に供する原子炉（前号、次号又は第五号のいずれかに該当するものを除く。） 文部科学大臣

四 （略）

五 （略）

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣（前項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 原子炉の型式、熱出力及び基数

四 原子炉の設置する工場又は事業所の名称及び所在地（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに原子炉の設置の工事を行う際の船舶の所在地）

五 原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 原子炉施設の工事計画

七 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

3 （略）

（変更の許可及び届出等）

第26条 原子炉設置者は、第23条第2項第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第4号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

（第2項以下は省略）

今回の変更は、第23条第2項第5号に掲げる事項の一部変更となり、保管施設の容量を変更するものである。